

令和3年度第1回奈半利町ふるさと応援寄附金返礼品選定委員会に関する報告書

日 時： 令和3年11月11日（木）13時40分～15時55分

会 場： 奈半利町役場2階 第3会議室

案 件： 1 委員長及び副委員長の選任について
2 奈半利町の返礼品等基準について
3 その他

出席委員： 8名（欠席0人）

1 委員長及び副委員長の選任について

委員長 太田 達也 氏

副委員長 千光士 智貴 氏

2 奈半利町の返礼品等基準について

返礼品基準を追加で設ける必要があるかどうか、また、どのような基準を設けるかについて以下のような議論がなされた。

（1）委員からの意見

- ① 追加の基準を定める必要はない。基準を増やすかではなく、基準を守れているかについてのチェック体制の充実が重要である。
- ② ふるさと納税以外でも入手可能な地場産品にしてはどうか。例えば、なはりの郷の通販サイトや物産館などでも可。
- ③ 追加の基準は必要ないと思う。ふるさと納税以外での取扱いで、ハードルが低いものとして、なはりの郷などが例示されたが、その2者の裁量によるものになるという考えもできる。
- ④ 追加の基準は必要ないと思う。間口を広く取っておかないと、新規に事業を始める者たちの参入が困難になる。
- ⑤ 価格について、適正な価格とは判断しないのか。また、商品の規格として不適格なものはどうするのか。奈半利の顔としてふさわしい物を扱ってほしい。
- ⑥ クレームや事故対応のために、ビジネス総合保険（PL 保険）に加入を条件としてはどうか。
- ⑦ 「奈半利町ふるさと応援寄附金返礼品協力事業者との手続き等に関する実施要領」（以下、「実施要領」という。）の「第4条第2号 郵送等の配送に耐えるもの」を「返礼品に係る関係法令を遵守しているもの」に変更してはどうか。
- ⑧ 具体的に取り扱いできない事例を記載してはどうか。
- ⑨ 「実施要領」を協力事業者に説明し理解してもらうようにすべき。
- ⑩ 何も無いところからスタートして、ふるさと納税制度をきっかけに成長してき

た事業者もある。そういった可能性がある事業者を受け入れづらくなならないようにするべき。

(2) 委員会としての協議結果

上記の意見を参考に議論がなされ、以下の内容に全員の賛成を得た。

- ・ 返礼品協力事業者について、「実施要領」に定める「町税等の滞納がないこと」「暴力団及び暴力団員でないこと」を基準とする。
- ・ 返礼品基準について、国の返礼品基準及び現在町が定めている返礼品基準に加えて、「実施要領」に定める「安全安心かつ町外に本町の魅力を伝えるもの」を基準とする。
また、「郵送等の配送に耐えるもの」を「返礼品に係る関係法令を遵守しているもの」に変更する。
- ・ 取り扱いできない返礼品の事例について共有し、国の返礼品基準に該当しているか判断が困難な返礼品については国や県に相談しながら協議していく。
- ・ 「実施要領」に定める「本町の魅力を伝えるもの」に「魅力を伝えるものになりうるもの」を追記する。

(3) 第1回奈半利町ふるさと応援寄附金返礼品選定委員会の総括

ふるさと納税の理念や意義、また今後の町や事業者の発展を考慮すれば、間口を狭くする必要はないと考える。また、返礼品が奈半利町の魅力を伝えるもの、もしくは魅力を伝えるものになりうるものが望ましい。

条件を増やすことが重要なのではなく、国が定める返礼品基準に該当する返礼品であるか否かを審査する体制を充実させることが重要であり、全ての返礼品を当委員会において確認していく。

また、町においては、協力事業者に対して関係法令等について十分に説明を尽くし、その内容について理解を得るように努めてほしい。

3 その他

特になし